

令和4年第12回農業委員会総会会議録

令和4年第12回船橋市農業委員会総会を令和4年12月7日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員

農業委員（14人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

武藤 英夫 平野 恵昭

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第12回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴人はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	それでは、指名いたします。 1番、小川晃委員、7番、高橋光一委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。 局長。
局長	農地法第4条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。

議長

神山審査班長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

それでは、今月2日、土橋博之委員、武藤英夫推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、柏市に本社を置く農地所有適格法人以外の法人である申請人が、農地法第3条の規定に基づき賃借権の設定をしている土地の一部を、経営するイチゴ農園の自社用及び来客用駐車場として一時転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、道路となっており、申請地は整地及び砂利敷きを行い、駐車用マットを施工、雨水については砂利敷きによる自然浸透及び既設の排水溝・浸透柵で処理することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、一時転用に関する同意が土地所有者から得られており、隣接農地所有者へは説明済みです。

資力については、残高証明書にて確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、農用地区域内にある農地に該当しますが、農地法施行令第4条第1項第1号イの「農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、例外的に許可できるものです。

なお、農地復元誓約書の添付がなされております。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めま

す。全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第4条許可申請に関する議案第1号の2及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する議案第3号の1は関連がありますので、一括上程いたします。

議長

神山審査班長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ及び5ページ、地図4から6ページをご覧ください。

1号議案の2及び3号議案の1につきましては、関連議案ですので一括説明します。

2つの申請の関連を分かりやすくするため、3号議案の1より説明いたします。

3号議案の1につきましては、令和4年7月27日付で建売分譲住宅9棟として農地転用許可を得たところではありますが、住宅の間取り等個々の顧客のニーズに応えるため、特定建築条件付売買予定地9棟として計画変更をするものです。

1号議案の2につきましては、当該計画変更に伴う転用許可申請です。

これは、建売分譲住宅から特定建築条件付売買予定地へ計画変更する場合は、許可事由や許可条件が異なることから、事業計画の変更承認に加え、再度、転用許可申請が必要であると千葉県から指導を受けております。

以上、1号議案の2につきましては許可相当、3号議案の1につきましては承認相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

まず、農地法第4条許可申請に関する議案第1号の2につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

次に、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する議案第3号の1につきまして、審査報告のとおり承認相当とすることが適当と判断される方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認相当とすることに決しました。

局長。

局長
議長
菊池審査班長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から2を上程いたします。

本議案につきまして、菊池審査班長の報告を求めます。

それでは、今月2日、豊田豊委員、平野恵昭推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

2号議案の1から2につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

2号議案の1から2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地8棟及び道路用地として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、山林、宅地、雑種地、道路及び現況宅地の畑となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、塚田駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域に現地があるので、第2種農地と判断いたします。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

議長

(「はい」の声あり)

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の3を上程いたします。

議長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図10から12ページをご覧ください。

2号議案の3につきましては、市内在住の譲受人が、当該地を使用貸借により借り受け、ドローン練習場兼競技場及びラジコンカー練習場兼競技場として転用するものです。

現地は現況畑の宅地で、隣接地は畑、山林、現況畑及び牧場の山林となっております。

周囲は一部にネットを設置、施設建設・工事を伴わず、雨水は自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。なお、隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、預金通帳で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただ今の審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんか。

石山委員。

- 石山委員 先日、ドローンの練習場を見る機会があったのですが、鉄砲玉のように早く一般人が避けることは不可能で、極めて危険と感じました。どの程度安全性が保たれているのかお伺いしたい。
- 議長 事務局お願いします。
- 事務局 事務局から説明させていただきます。
- 今回の申請にあたっては、隣接地境界線から最低10メートルを飛行範囲から除外するプログラムを設定し、周囲に迷惑をかけないように安全対策をとると伺っています。
- 議長 石山委員。
- 石山委員 実際に見た感覚では、恐怖を感じるほど速く10メートル程度では対策にならないと感じました。非常に危険だということはお伝えしたいと思います。
- 議長 事務局、何かありますか。
- 事務局 先ほど申し上げたとおりプログラムを設定することに加えまして、隣接地境界から充分スペースをとることにより、隣接地には行かないような対策を取られているということで聞いております。
- 石山委員 危険度がどの程度あるのか専門家でなければ分からないと思いますので、危険だということだけは注意をしておきたい。それでも大丈夫ということであれば、私も反対はしません。
- 湯浅委員 よろしいですか。
- 議長 湯浅委員。
- 湯浅委員 私も半年以上前に現地を見に行っておりますが、確かにドローンを飛ばしているところを見ると危ないと感じます。しかし、環境的に見ると、周囲に人がいるとすれば隣接地にある牧場の関係者とその来場者くらいで、市街地の環境とは全然違う。100パーセント安全でないとは不可というならば許可相当とすることはできないが、我々は農地法に基づいて判断すべきであって、それ以上のことは言えないと思う。
- 議長 石山委員、湯浅委員の意見に対して何かありますか。

石山委員

湯浅委員のお話も私と同じで、危険性を完全に除去することはできない。それでも反対する法的な理由がない、だから危険でも許可相当とするということであるなら私個人が反対しても仕方がないこと。ただ、危険性だけは繰り返しお伝えしておきたい。農業委員会として、反対する根拠が無いという事であるならば、農業委員会の責任ではなく、ドローンを放置する法的な不整備だと思います。

土橋委員

よろしいですか。

議長

土橋委員。

土橋委員

私は過去2回ほど現地を見に行っている。過去にドローンが隣接地の牧場に落ち、ドローンを回収するため操縦者が無断で牧場に入った経緯があります。牧場としては無断で入ったことを非常に危惧しているため、申請者に万が一、隣接地の牧場にドローンが落ちた時は、操縦者ではなく経営者側のスタッフが責任をもって取りに行くよう強く指導しました。

石山委員

安全性を判断すべき部署の人たちが、きちんと精査して許可するべきだと思います。事故が起きた時どうなるか、良く考えたほうがいいと思う。

土橋委員

そのことについて、事故が起きた場合には経営者が責任を取るように言っております。

神山委員

それをもって、ドローン保険に加入したそうです。

石山委員

それは当然だと思います。しかし保険が出ても生命は戻りませんから、そこが問題だと私は思います。

議長

この件に関しては私たち農地を守る側の立場として、ドローンが近隣農地の農業者に迷惑がかかるような場合は指摘していかなければなりません。農地ではない所の話になってくると立ち入った意見もできないし、不許可相当とする根拠もないのではないかと思います。

事故があった時には、当事者間で民事での話し合いになる可能性はあると思いますが、事故がないことを願いながら、私達の権限の中で判断せざるを得ないのではないのかと思います。

この件に関して他にご意見があれば、お手を挙げて発言して下さい。

豊田委員。

- 豊田委員 石山委員と同感です。同じ意見です。
- 議長 他に何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか？
- 高橋委員 高橋委員。
- 高橋委員 周囲が全部山であれば良いのだけれども、住宅があると何かあった時に困るという意見が出る。そのような問題に農業委員会がどこまで関われるのか分からない。
- 湯浅委員 今の意見に対して、近隣住宅は無いに等しいです。隣に牧場が一軒あり、その反対側がゴルフ場で防風林に覆われているのでそれ以上住宅は無いと思うのです。
- 議長 私も100パーセント安全だとは思えないけれど、場所的には広く、隣の牧場から10メートルから20メートルぐらい離れているため、人に当たるということは極めて少ないと思う。その辺をどの程度容認するか。
- 議長 私たちはドローンに関しては素人で、よく分からないのですが、先程事務局の方からプログラムするという話がありましたが、どういうシステムなのか、もし説明できるものであれば聞いておきたいなと思います。それも判断材料の一つになるかと思います。
- 局長 担当から詳しい話をさせます。
- 事務局 今回、審査会の事務局担当になります。今回の申請における安全対策ですが、土地利用計画図の中に緑色で塗られた「ドローン障害物設置区域」というものがあり、その範囲がドローンを飛ばす際に避ける障害物を設置するエリアになります。
- 事務局 申請書類の中に設置する障害物のサンプルがあり、大きいものだと高さが3メートル程度の物を設置します。これに合わせてドローンが飛行する高度を3メートルにプログラムを設定したうえで飛ばします。特に法的な規制ではありませんが、ドローンを飛ばす方々が有志で作っている基準があり、障害物に衝突して弾き飛んだ場合は、高さの2倍の距離、今回で言えば、約6メートルを確保すれば通常は安全と言われているようです。今回はより安全性を重視するため、隣接地の境界から10メートルを確保する計画になっております。
- 議長 先程言ったようなプログラムというのは高さのことで、例えばGPS等で、正確な範囲から出ないようなプログラムではないという事ですね。

事務局 はい。今回の申請地で飛ばすドローンはレース用のため、範囲についてはプログラムせず、手元でマニュアル操作するとのことです。

議長 石山委員。

石山委員 安全基準の一つとして高さの2倍の距離を空けるという話だが、どういう団体かわからないが自主的に決めているのか、あるいは法律で開けるよう規定されているのか。

議長 事務局。

事務局 法的な規制ではなく、あくまで集まった有志達が考えたうえで決めた基準と聞いております。

議長 石山委員。

石山委員 もし法的な基準でなければ、何か事故が起こった時に責任を問えないし、近隣住民との関係も悪化すると思います。自主基準というのは、言い方を変えれば勝手に決めているという事なので、それで安全性が確保できるのか疑問が残る。

議長 事務局。

事務局 まだ法的な規制がないという中で、当然我々もドローンという物に関しては素人でございますので、ある程度申請者の発言に一定の信頼を置かざるを得ないというところがございます。

議長 齋藤委員。

齋藤委員 この地図を見ますと、牧場がすぐ隣にあり、実際牧場の方とは話をしてあるでしょうけれども、もし自分が隣で牧場をやっていたとすれば、ドローンは凄い音がするのでやめてほしいと思うのです。騒音があまりにも強すぎると、乳量が減ってしまったという例もあります。もう少し周りのことを考えた場所を選んでほしいなと思います。

湯浅委員 今、齋藤委員が言いましたが、経験上、確かに近くにいるとうるさいと思います。ただ牧場まではかなり距離が離れているので心配ないと思います。飛行機のようにうるさくはありません。本当に近くに居れば独特の音はするけれども、牧場のすぐ近くまでは飛ばないと思います。

議長 石山委員。

- 石山委員　　例えば電磁波でバリアを作ってそこから出られないように設定しているという事であれば大丈夫だと思いますが、湯浅委員が言う安全性というのは私が見た限りでは疑問に感じます。相当なお金がかかると思いますが、範囲を指定してそこからは出ないというような設定が無い限り、10メートルや20メートルは飛んで行ってしまうと思う。
- 議長　　皆さん様々な意見があると思いますが、例えば安全性についてですと、結局どこまでが私たちの所管なのかという話になってしまいます。私たちはこのような時にどう判断をするかという、農地法の基準に合致しているかどうか議論しているわけです。
- 石山委員。　　石山委員。
- 石山委員　　ここに上程されるという事は、事務局は法的な根拠や、妥当性をもって適法と判断していることは分かっていますが、委員としての意見を言い、議論することはいいことだと思いますよ。
- 議長　　事務局。
- 局長　　先ほど齋藤委員からお話がありました近隣の牧場への説明については、提出された書類によると、問題なしという事でお話は頂いたようです。
- あともう一点、農業委員会ですので私たちが審議できるのは農地を転用できる条件が整っているかということになり、その条件は満たしているという状況でございます。
- 今後としては、本議案について安全性についての意見がたくさん出ておりますので、最終的には千葉県の許可にはなりますが、本議案が総会で許可相当になった場合には、安全性についての話が総会の中で話し合われたということを申し添えて千葉県へ進達はできると思います。
- 議長　　石山委員。
- 石山委員　　事務局は是非そうして下さい。委員会の中で色々な議論が出たので、こういう意見が出たという事を文章として添えて頂きたいと思います。
- 議長　　色々な意見がありました。先ほど石山委員がおっしゃっていたように、様々な事案が審査会で出た場合にしっかり審査して、聞くべきことは聞き、議論を行うことが重要であると認識できたので、良い勉強になったと思います。県に議論された内容を伝えて頂く

局長
議長
菊池審査班長

ようお願いします。

たくさんのお意見が出ましたが、ここで採決をしたいと思います。

それでは本件につきまして、審査報告の通り許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数で許可する事に決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の4から7を上程いたします。

本議案につきまして、菊池審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図13から15ページをご覧ください。

2号議案の4につきましては、市内で自動車販売業を営む譲受人が当該地を賃借し車両置場として整備するものです。

現地は田で、隣接地は田、雑種地及び用悪水路となっており、周囲は単管パイプを施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断いたします。

続きまして、議案書4ページ、地図16から18ページをご覧ください。

2号議案の5から7につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

医療法人社団である譲受人が、当該地を使用貸借により借り受け、当該地で行われる埋蔵文化財調査に合わせて文化財の調査用地として一時転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地、道路、現況宅地及び道路の畑となっております。調査中の土の飛散については、状況に応じてシート等で覆い、雨水については自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

なお、農地復元誓約書が添付されております。

また、隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、預金通帳で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、飯山満駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域に現地があるので、第2種農地と判断いたします。

以上、4議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、議案第4号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第4号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてでございます。

議案書は6ページです。

本件につきましては、藤原に在住の申請人の父が、令和4年3月に死亡したことにより、耕作地12筆、計1万4,436平方メートルのうち、生産緑地である藤原の畑2筆、計744平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願いの申請がありました。

事務局が調査したところ現地が農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがって、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

局長。

局長

令和4年度第7次農用地利用集積計画について、議案第5号の1から3を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第5号の1から3につきましては、令和4年度第7次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は7ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、古和釜町の畑4筆、計4,480平方メートルに使用貸借による権利3年。

2は、大穴町の畑1筆、3,570平方メートルに賃借権6年。

3は、高根町の畑3筆、計1,921平方メートルに使用貸借による権利5年。

以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま。

以上です。

- 議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
- 議長 （「異議なし」の声あり）
- 議長 それでは、採決いたします。
- 議長 本議案につきまして、令和4年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員一致であります。よって承認することに決しました。
- 局長 局長。
- 議長 令和4年度第7次農用地利用集積計画について、議案第5号の4から38を上程いたします。
- 事務局 本件につきまして、事務局から説明を願います。
- 事務局 議案第5号の4から38につきまして、議案書は8ページから19ページです。
- 事務局 4は、大神保町の畑1筆、4,000平方メートルに賃借権9年。
- 事務局 5は、大穴北5丁目の畑1筆、1,001平方メートルに賃借権3年。
- 事務局 6は、豊富町の畑1筆、1,000平方メートルに賃借権3年。
- 事務局 7は、八木が谷5丁目の畑3筆、計2,465平方メートルに賃借権3年。
- 事務局 8は、車方町の現況畑の山林1筆、4,959平方メートルに賃借権3年。
- 事務局 9は、神保町及び楠が山町の畑3筆、計6,251平方メートルに賃借権3年。
- 事務局 10は、楠が山町の畑1筆、425平方メートルに賃借権3年。
- 事務局 11は、楠が山町の畑1筆、425平方メートルに賃借権3年。
- 事務局 12は、小野田町の田4筆、計4,070平方メートルに使用貸借による権利3年。
- 事務局 13は、車方町の畑3筆、計2,045平方メートルに使用貸借による権利3年。
- 事務局 14は、車方町の畑1筆、1,685平方メートルに賃借権3年。
- 事務局 15は、豊富町の畑1筆、750平方メートルに賃借権3年。

- 16は、神保町の畑2筆、計2,654平方メートルに賃借権3年。
- 17は、豊富町の畑1筆、991平方メートルに賃借権3年。
- 18は、神保町の畑1筆、4,712平方メートルに賃借権3年。
- 19は、神保町の畑2筆、計1,255平方メートルに賃借権3年。
- 20は、神保町及びみやぎ台4丁目の畑2筆及び現況畑の田6筆、計4,693平方メートルに賃借権3年。
- 21は、豊富町の畑1筆、2,109平方メートルに賃借権3年。
- 22は、大穴町の畑1筆、2,280平方メートルに賃借権3年。
- 23は、金堀町の畑2筆、計2,740平方メートルに賃借権3年。
- 24は、大穴町の畑3筆、計2,274平方メートルに賃借権3年。
- 25は、みやぎ台1丁目の畑2筆、計1,012平方メートルに使用貸借による権利3年。
- 26は、小野田町の田11筆、計9,382平方メートルに賃借権3年。
- 27は、金堀町の畑1筆、975平方メートルに使用貸借による権利3年。
- 28は、豊富町の畑2筆、計2,114平方メートルに賃借権3年。
- 29は、みやぎ台1丁目及び4丁目の畑3筆、計3,157平方メートルに賃借権3年。
- 30は、みやぎ台4丁目の畑1筆、664平方メートルに賃借権3年。
- 31は、八木が谷5丁目の畑6筆、計1,064平方メートルに賃借権3年。
- 32は、八木が谷5丁目の畑1筆、720平方メートルに賃借権3年。
- 33は、八木が谷5丁目の畑6筆、計1,938平方メートルに賃借権3年。
- 34は、八木が谷2丁目の畑5筆、計9,224平方メートルに賃借権1年。
- 35は、神保町の畑1筆、6,522平方メートルに賃借権1年。
- 36は、高根町の畑1筆、981平方メートルに賃借権3年。

37は、高根町の畑2筆、計1,187平方メートルに使用貸借による権利3年。

38は、二和西2丁目の畑1筆、1,597平方メートルに使用貸借による権利3年。

以上をそれぞれ継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 8番ですが、現況は畑の山林となっていますが、実際に全部が畑になっているのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 借受人が畑という形で使っていると聞いております。

議長 ほかにございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 なければ、採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長 令和4年度第7次農用地利用集積計画について、議案第5号の39を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、石井委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

_____ 石井委員退室 _____

議長
事務局

それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。
議案第5号の39につきまして、議案書は20ページです。
39は、馬込町の畑4筆、計3,600平方メートルに賃借権3年。
を継続して設定するものです。
事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま

議長

以上です。
ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議長

なければ、採決いたします。
本議案につきまして、令和4年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全員一致であります。よって承認することに決しました。
石井委員、入室をお願いします。

_____ 石井委員入室 _____

議長
局長
議長
事務局

局長。
令和4年度第7次農用地利用集積計画について、議案第5号の40から44を上程いたします。
本議案につきまして、事務局から説明を願います。
議案第5号の40から44につきまして、議案書は20ページから21ページです。
40は、三咲6丁目の畑1筆、1,264平方メートルに賃借権3年。
41は、三咲6丁目の畑1筆、1,980平方メートルに賃借権3年。
42は、三咲6丁目の畑1筆、875平方メートルに賃借権3年。

43は、三咲6丁目の畑2筆、計285平方メートルに賃借権3年。

44は、飯山満町1丁目の畑1筆、1,579平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長 令和4年度第7次農用地利用集積計画について、議案第5号の45を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤城委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

————— 藤城委員退室 —————

議長 それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第5号の45につきまして、議案書は22ページです。

45は、高根町の畑1筆、1,094平方メートルに賃借権3年。

を継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計

画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

なければ、採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

藤城委員、入室を願います。

藤城委員入室

議長

局長。

局長

令和4年度第7次農用地利用集積計画について、議案第5号の46から56を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第5号の46から56につきまして、議案書は22から26ページです。

46は、高根町の畑1筆、2,370平方メートルに賃借権3年。

47は、馬込町の畑1筆、2,856平方メートルに賃借権3年。

48は、旭町5丁目の畑9筆、計6,527.63平方メートルに賃借権3年。

49は、二和西3丁目の畑1筆、3,500平方メートルに賃借権3年。

50は、飯山満町2丁目の畑2筆、計927平方メートルに使用貸借による権利3年。

51は、馬込町の畑3筆、1,364平方メートルに賃借権3年。

52は、金杉1丁目の畑1筆、2,092平方メートルに使用貸借による権利3年。

53は、二和東3丁目の畑2筆、計3,923平方メートルに賃借権3年。

54は、馬込町の畑1筆、1,904平方メートルに賃借権3年。

55は、二和西2丁目の畑1筆、1,159平方メートルに賃借権3年。

56は、金杉1丁目の畑1筆、614平方メートルに使用貸借による権利2年。

以上をそれぞれ継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ないようなので、採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

議長 続いて、事務局より報告がございます。

局長 それでは、報告させていただきます。

報告事項（1）農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、議案書27ページに記載のとおり、1件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（2）農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書28ページから30ページに記載のとおり、10月中に17件の届出を受理いたしました。

報告事項（3）農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書31ページから34ページに記載のとおり、10月中に19件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（3）の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理

書を交付いたしました。

報告事項（４）農地法第１８条第６項の規程による通知について、議案書３５ページに記載のとおり、１件の合意解約がありました。

報告事項（５）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書３６ページに記載のとおり、５件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（６）農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書３７ページに記載のとおり、１件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（７）農地の転用事実に関する照会について、議案書３８ページに記載のとおり、３件を局長専決として回答いたしました。

以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。（午後４時２３分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農委だより編集委員会委員長より伝達事項がございます。

農委だより委員長

_____ 連絡事項 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後４時２５分第１２回農業委員会総会の閉会を宣言した。